

理 事		部 長		次 長		次 長		課 長		課 長 補 佐		課 員		課 員		審 査 者		設 計 者	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	------------------	--	--------	--	--------	--	-------------	--	-------------	--

~~公 共 事 業~~ 令和2年度 加西市地域活性化拠点施設エレベーター設置工事 設計書

工 事 番 号                    加 ふ 鶉 工            第    6            号

河 川 名 等  
路 線 名                    地域活性化拠点施設

工 事 箇 所                    加西市 鶉野町 地内

工                    種                    エレベーター工事

兵 庫 県 加 西 市



# 特記仕様書

## 1. 工事概要

工事番号	加ふ鶴工 第 6 号
工 事 名	加西市地域活性化拠点施設エレベーター設置工事
工事場所	加西市鶴野町地内
工 期	契約日から令和 3 年 7 月 30 日まで
工事概要	エレベーター設置 1 基 (定員 9 人 (600 kg) 45m/min)

## 2. 現場代理人・主任技術者

現場代理人及び主任技術者届を提出すること。

## 3. 瑕疵担保期間

備 品	1 年 (加西市へ引渡した日より)
工事一般	2 年 ( " )
防水工事	10 年 ( " )

但し、その瑕疵が請負人の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、1 年を 5 年とし、2 年を 10 年とする。

\* 備品とは、機械類・取付工事がされていない家具類等。

\* 防水工事は、責任施工とし、請負業者と施工業者及びメーカーによる連名で保証書を提出のこと。

(防水工事とは、屋根工事全般を示し、使用材料に関係なく雨漏りがあった場合及び雨漏りが予想される場合も含む。)

## 4. 契約

工事契約は、加西市工事請負契約々款による。

## 5. 工程表

工程表は、ネットワーク (バーチャートでも可) に出来高曲線を記入の上、提出すること。

## 6. 設計変更

設計変更を生じた時は、変更の指示書に基づき、監督員と打ち合わせの上、変更工事に着手すること。

その場合は、各工事共契約時の設計単価・経費率により、設計金額に落札率を乗じて請負金額の増減を行う。

現場のおさまり、取合いなどの関係で軽微な変更をする場合も、監督員の指示による。

なお、軽微な変更については、請負金額の増減はしない。

## 7. 建築工事仕様書

### (1) 優先順位

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| ①現場説明事項 | ②質疑応答書 | ③特記仕様書 |
| ④設計図    | ⑤設計書   | ⑥標準仕様書 |

(2) この工事の仕様について、この特記仕様書、並びに一般仕様書にない事項はすべて(社)公共建築協会「公共建築工事標準仕様書(建築工事編):最新版」を適用する。

## 8. 現場施工要領

- (1) 竣工図 1部
- (2) 写真 工事写真は、サービス版・A4サイズ製本1部
- (3) 検査  
検査は、適宜時期をはずさぬよう監督員と事前に打ち合わせの上、日時を決定し、検査を受けること。
- (4) 打ち合わせ・立会い  
現場において、適宜実施すること。その他、立会い等が必要な時は、その2日前までに連絡し立会いを求めること。
- (5) 告知義務  
設計図書に従って施工した場合、後日瑕疵の発生を予期したる時は、市当局に文書にて報告しなければならない。
- (6) 災害対策  
災害を予知したる場合は、すみやかに防衛対策を計ること。また、万一災害を受けた場合は、調査報告並びに復旧対策書を提出のこと。
- (7) 使用材料届  
施工図等を作成し、使用資材の届出書及び見本を提出すること。
- (8) 石綿成形品の切断加工作業  
石綿成形品の切断加工作業時には、高性能フィルター集塵機付電気鋸等を使用し、作業従事者の健康を害することのないよう努めること。
- (9) シンナー等有機溶剤の保管管理  
トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及びシーリング材の保管は盗難防止に留意し、厳重に保管すること。  
なお、盗難にあった場合は、直ちに監督員に届出ること。
- (10) 交通安全管理  
工所用資材の運搬に当たっては過積載のないようにすること。
- (11) 産業廃棄物の処理  
建設廃材等の産業廃棄物が発生する時は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、適正に処理すること。
- (12) 工事現場管理  
請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、常に相互協調して円滑な工事の進捗を図らなければならない。  
工事施工者の起因による紛争は、請負者の責任において解決すること。
- (13) 市内産業等の育成  
工事下請業者の決定にあたっては市内業者を、また使用資材の採用にあたっては市内産業資材を優先して選定すること。

## 9. 電気設備工事

- 本工事は、設計図書及び(社)公共建築協会「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編):最新版」並びに、電力会社内規程及び関係諸則に基づき施工すること。  
なお、諸官庁及び電力会社等への手続きは、迅速に代行すること。  
機械類据付、配管・配線工事完了後に、必要な試験・検査等を行うこと。

## 10. 交通安全対策要領

- ・作業員の車両及び工所用車両については、指定の位置に駐車し、無断で付近の道路や空地に駐車しないよう注意すること。

11. その他注意事項

- ・ 建築確認申請書及び完了検査申請事務も本工事に含めるものとする。(手数料共)
- ・ 本工事は、建設中の加西市地域活性化拠点施設建設現場内での工事となるため、業者相互に協力し、スムーズな工事進捗に努めるものとする。
- ・ 当該本体工事（加西市地域活性化拠点施設建設工事）の鉄骨工事業者は、(株)前田鉄工所稲美工場【加古郡稲美町加古 1004-44 TEL079-492-6761】である。

12. 内訳書について

内訳書は参考数量であるので、業者において数量等積算のうえ入札に臨むこと。

13. 各会計年度の支払限度額

令和2年度は契約金額の0%、令和3年度は契約金額の100%を支払限度額とする。

14. 前金払い

令和3年度に支払限度額の40%を請求できる。

15. 部分払いは、なしとする。

16. 加西市担当課

加西市ふるさと創造部鶉野未来課

加西市都市整備部都市計画課（工事監理）

加西市地域活性化拠点施設エレベーター設置工事

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	共通仮設費		1.0	式			
II	エレベーター設置工事		1.0	式			
III	現場管理費		1.0	式			
IV	一般管理費		1.0	式			
	確認申請・完成検査手続き	事務費共	1.0	式			
	工事価格計						
	消 費 税		10	%			
	合 計						

加西市地域活性化拠点施設エレベーター設置工事

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
II	エレベーター設置工事						
	エレベーター設置	機械室レスエレベーター	1.0	台			
		積載量 600kg					
		定員 9名					
		速度 45m/min					
		停止箇所 2箇所					
		出入口寸法 (W×H)					
		900mm×2100mm					
		かご内寸法 (W×D×H)					
		1400mm×1100mm×2300mm程度					
		※詳細仕様は図面のとおり					
	エレベーター関連副資材	材工共	1.0	式			
		a : 20kN 吊りビーム撤去					
		b : PL-12t					
		e : L-65×65×6					
		f : L-65×65×6					
		g : L-90×90×7					
	小 計						
	改 計						